

糸満市の『^{ざい}財^{せい}政』

平成28年度版

総務部財政課

目 次

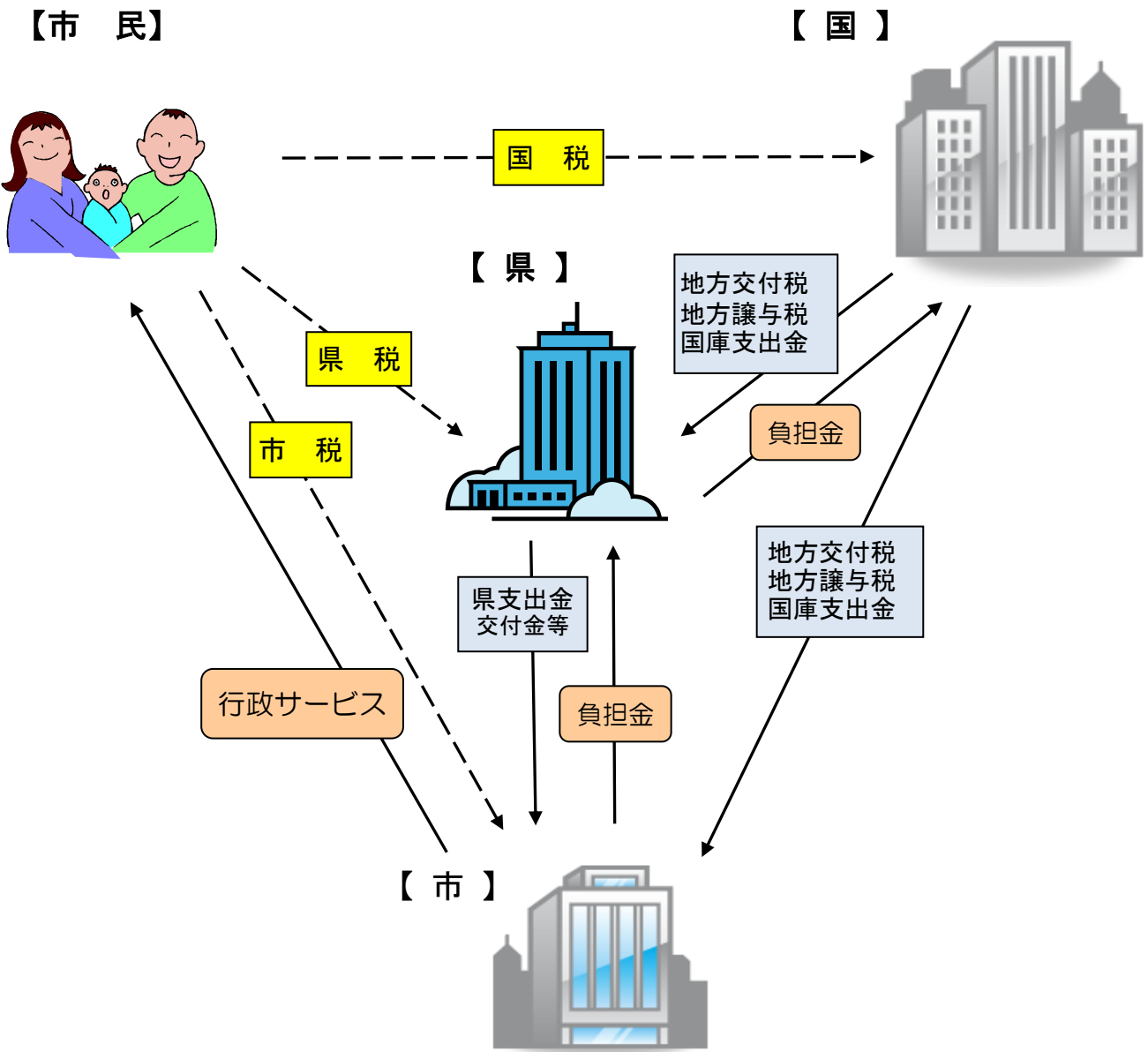
〈財 政〉	1
〈予 算〉	
1 税金の流れ	1
2 予算ができるまで	2
3 平成28年度予算の規模	2
(1) 歳入の状況	3
(2) 歳出の状況	5
(3) 一人当たりの市税負担額	7
(4) 一人当たりの歳出予算額	7
〈決 算〉	
1 決算の流れ	8
2 決算統計	9
3 普通会計と公営企業会計	9
〈平成27年度の決算状況〉	
1 決算規模	10
2 歳入決算の状況	11
3 歳出決算の状況	11
4 糸満市の家計	12
5 市債と公債費率等	13
6 基金の状況	14
7 経常収支比率	16

< 財 政 >

財政とは税金や市債（借金）等による収入手段を組み合わせる資金を調達し、これを元に福祉や教育などのサービスや道路・下水道等の整備など生活の基本となるものを整備するために行う国や地方公共団体の経済活動のことです。

< 予 算 >

税金の流れ

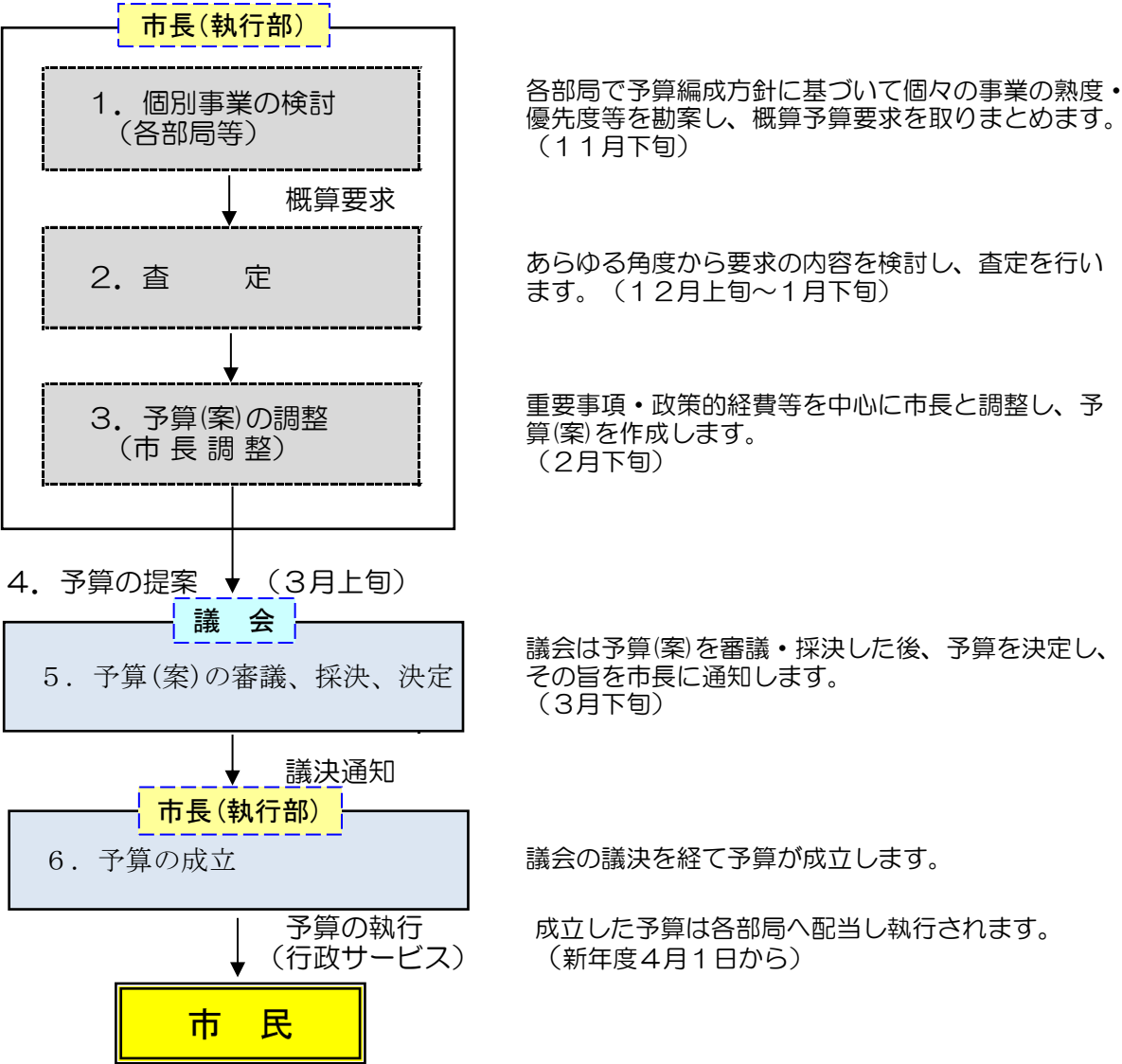


☆豆知識

国税の主なもの	： 所得税、法人税、相続税、消費税、酒税、たばこ税等
県税の主なもの	： 県民税(個人・法人)、事業税(個人・法人)、地方消費税、自動車税、不動産取得税、ゴルフ場利用税等
市税の主なもの	： 市民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税等
国庫支出金	： 一般に国が特定の事務事業を行うために交付する給付金のことをいいます。
歳入	： 一会計年度における一切の収入
歳出	： 一会計年度における一切の支出

国、県及び市町村は活動を行うため、毎年度予算を決定します。
 予算とは、一会計年度(4月1日～翌年3月31日まで)における収入・支出の見積りで、市においては市長が予算(案)を作成し、主権者(市民)代表である議会の議決によって成立します。

予算ができるまで



予算の規模

予算は「一般会計」、「特別会計」及び「企業会計」にそれぞれ編成されます。
 平成28年度における糸満市の当初予算規模は、それぞれの会計を合算して456億6,605万円で前年度と比較して4.9ポイントの増となっています。

単位：千円、%

	平成28年度 当初予算額	平成27年度 当初予算額	比較増減額	伸び率
一 般 会 計	26,000,003	24,400,865	1,599,138	6.6
特 別 会 計	17,189,132	16,638,977	550,155	3.3
企 業 会 計	2,476,920	2,492,857	△ 15,937	△ 0.6
合 計	45,666,055	43,532,699	2,133,356	4.9

☆豆知識

- 一般会計

地方公共団体の基本的な経費を中心とした会計です。例えば福祉、教育、土木、農林水産、消防などを一般会計に計上しています。
- 特別会計

特定の事業を行うため、一般会計と区別して処理する会計をいいます。本市では「国民健康保険事業」、「公共下水道事業」、「人材育成事業」、「介護保険事業」、「糸満漁港ふれあい公園事業」、「土地区画整理事業」、「後期高齢者医療保険事業」、「農業集落排水事業」の8つの特別会計があります。
- 企業会計

一般的には株式会社等の民間企業における会計のことですが、ここでは市が地域住民や企業等にサービスを提供することを目的として、市が経営する事業の経理を行う会計のことです。本市では「水道事業会計」があり、事業の経費は受益者負担が原則となっています。

歳入の状況

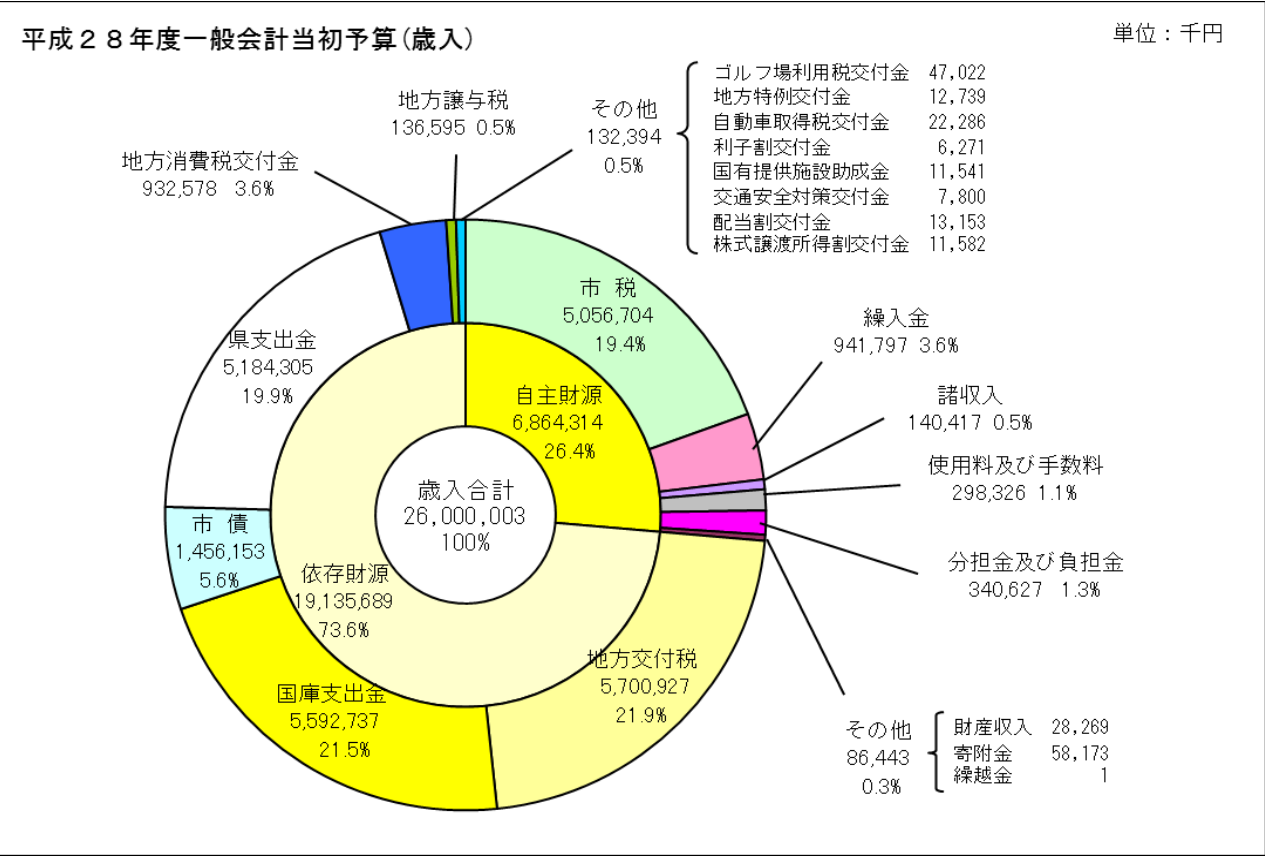
本市の一般会計歳入予算の「自主財源」と「依存財源」の割合をグラフで見てください。

○自主財源：市が自主的に収入できる財源で「市税」、「繰入金」、「諸収入」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。

○依存財源：国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられた財源で「地方交付税」、「国庫支出金」、「市債」、「県支出金」等があります。

※自主財源は、行政活動の自主性と安定性の尺度となりますので、その比率が高いほど市にとって好ましいといえます。

平成28年度の自主財源比率は、26.4%で前年度25.2%と比較して1.2ポイント高くなっており、その割合を増やすことが課題となっています。

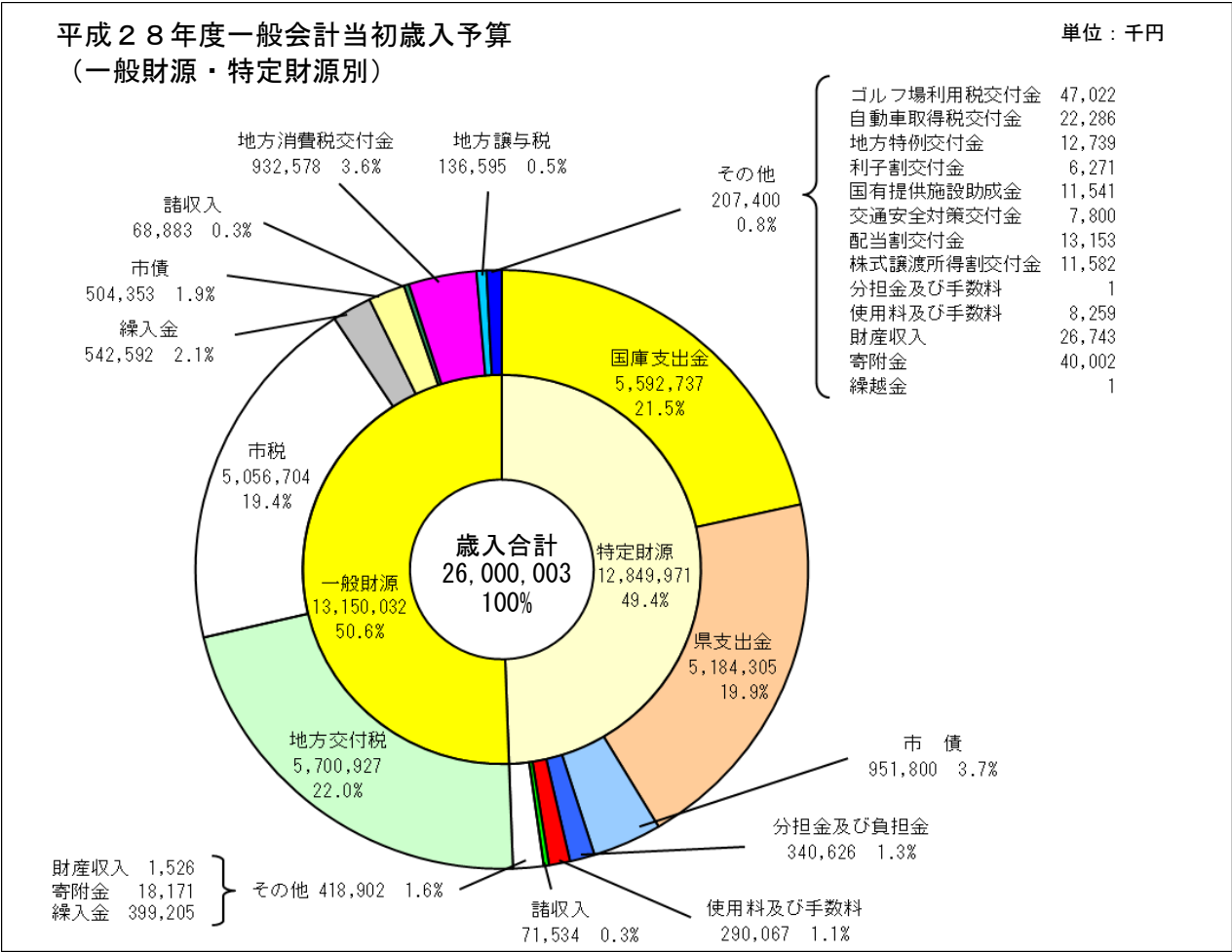


次に「特定財源」と「一般財源」に区分した割合をグラフで見てください。

○特定財源：使途が特定されている財源で「国庫支出金」、「県支出金」、「市債」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。

○一般財源：使途が特定されず市の自主的判断で支出できる財源で「地方交付税」、「市税」、「繰入金」、「諸収入」等があります。

※一般財源は市民のニーズに沿った色々な経費に使用できますので、額が多いほど市にとって好ましいといえます。



☆豆知識

市 債：市が特定事業の支出に充てるため、基本的に県と協議し(平成17年度までは許可制)一般会計年度を越える長期借入金のことをいいます。

歳出の状況

歳出予算は、行政目的による経費を「目的別歳出」、その経費の性質によるものを「性質別歳出」に分類することができます。

【目的別歳出予算の状況】

平成２８年度の目的別予算の構成では、民生費が最も大きくなっています。

単位：千円、％

目的別予算科目	平成28年度 当初予算額	構成比	主な内容
民 生 費	12,865,832	49.5%	生活保護、児童・母子福祉、高齢者・身障者・知的障害者の福祉対策、国保特会への繰出等
総 務 費	2,869,495	11.0%	庁舎の維持管理、市税の徴収、住民票等の発行、選挙等
土 木 費	2,389,218	9.2%	道路、公園、街路、土地区画、住宅、河川等
教 育 費	2,321,337	8.9%	学校（義務）教育、社会教育、保健体育、青少年教育、文化財保護等
公 債 費	2,118,872	8.1%	市債等の返済
衛 生 費	1,357,549	5.2%	保健衛生、環境衛生、公害対策、母子衛生、ごみ処理等
農林水産業費	1,136,721	4.4%	農業、畜産業、水産業、土地改良、林業等
消 防 費	467,601	1.8%	消火活動、救急活動、その他消防関連活動等
議 会 費	250,214	1.0%	議会運営、議員報酬等
商 工 費	155,112	0.6%	商工業の振興、中小企業対策、観光振興等
災害復旧費	29,000	0.1%	災害による農林水産、土木施設等の復旧
予 備 費	20,000	0.1%	予備費
労 働 費	19,047	0.1%	シルバー人材センターへの補助、失業対策等
諸 支 出 金	5	0.0%	普通財産の取得費、公営企業への貸付等
合 計	26,000,003	100.0%	

※端数処理のため、構成比は合計欄の数値と一致しない場合があります。

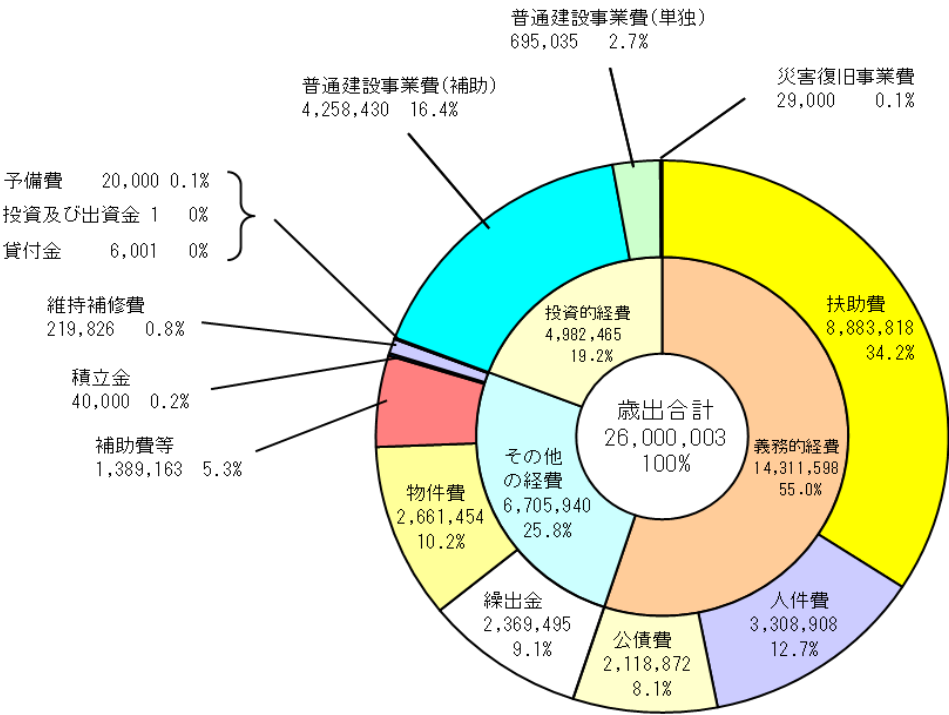
性質別歳出予算の状況

経費の性質によって「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」に分類されます。

- 義務的経費：支出が義務付けられているもので人件費、扶助費、公債費があります。
 - 1. 人件費：議員報酬、各種委員報酬、職員給、嘱託員報酬、各共済費等に要する経費
 - 2. 扶助費：生活保護法や児童福祉法等、法令の規定によって支出が義務付けられている経費
 - 3. 公債費：市債等の返済（元利及び利子の償還）に要する経費
- 投資的経費：道路、公園、学校等の建設等のように、その経費の支出効果が単年度または短期間で終わらず、固定的な資本の形成・向上に寄与する経費
- その他の経費：義務的経費及び投資的経費以外の経費の総称で、次のようなものがあります。
 - 1. 補助費等：特定の事業、研究等を育成・助成するために対価なく支出する経費
 - 2. 物件費：旅費、光熱水費、備品購入、通信運搬費等業務の遂行に必要な経費
 - 3. 貸付金：行政目的遂行のため、法令や条例等に基づいて貸し付けるお金
 - 4. 繰出金：一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費
 - 5. 積立金：特定の目的のために設けられた基金等に対する経費
 - 6. 出資金：特定の法人や組合に対して公益の必要性から共同して行う事業、財政援助、投資及び出資の場合に支出する経費
 - 7. 維持補修費：市が管理する公共施設等の補修等に支出する経費

平成28年度一般会計当初予算
(性質別歳出予算)

単位：千円



☆豆知識

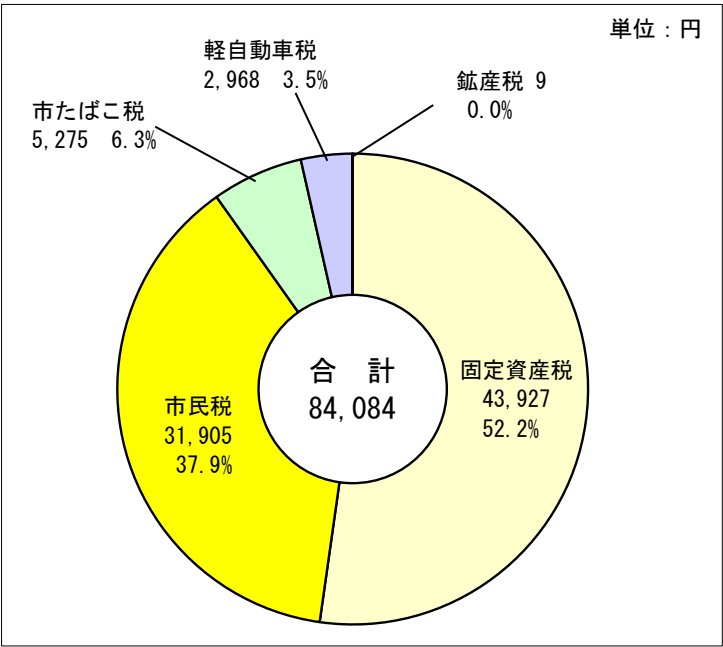
基金・・・特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て（積立基金）または定額の資金を運用（定額運用基金）するため条例等により設置されるもので、本市は16の基金（平成28年3月末時点）があります。

歳入歳出予算の状況をみてきましたが、市民一人当たりではどうなっているのでしょうか。

市民一人当たりの市税負担額

平成28年度一般会計当初予算の市税は50億5,670万4千円で歳入総額の19.4%を占めています。
右のグラフは、市民一人当の市税負担額がいくらになるかを税ごとに区分したもので合計額は、84,084円になります。

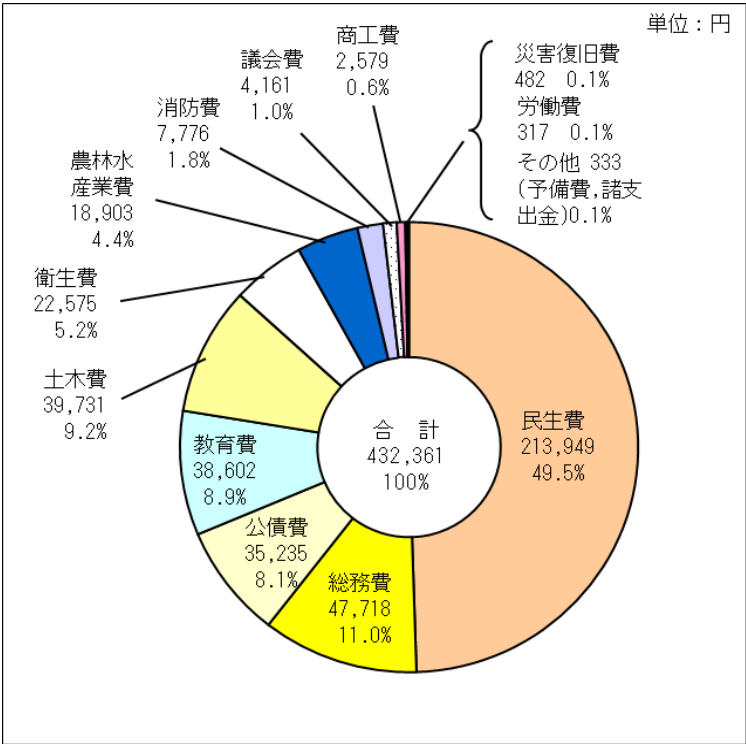
※平成28年3月31日現在
住民基本台帳人口：60,135人



次に一人当たりの歳出予算（行政経費）を見てみましょう。

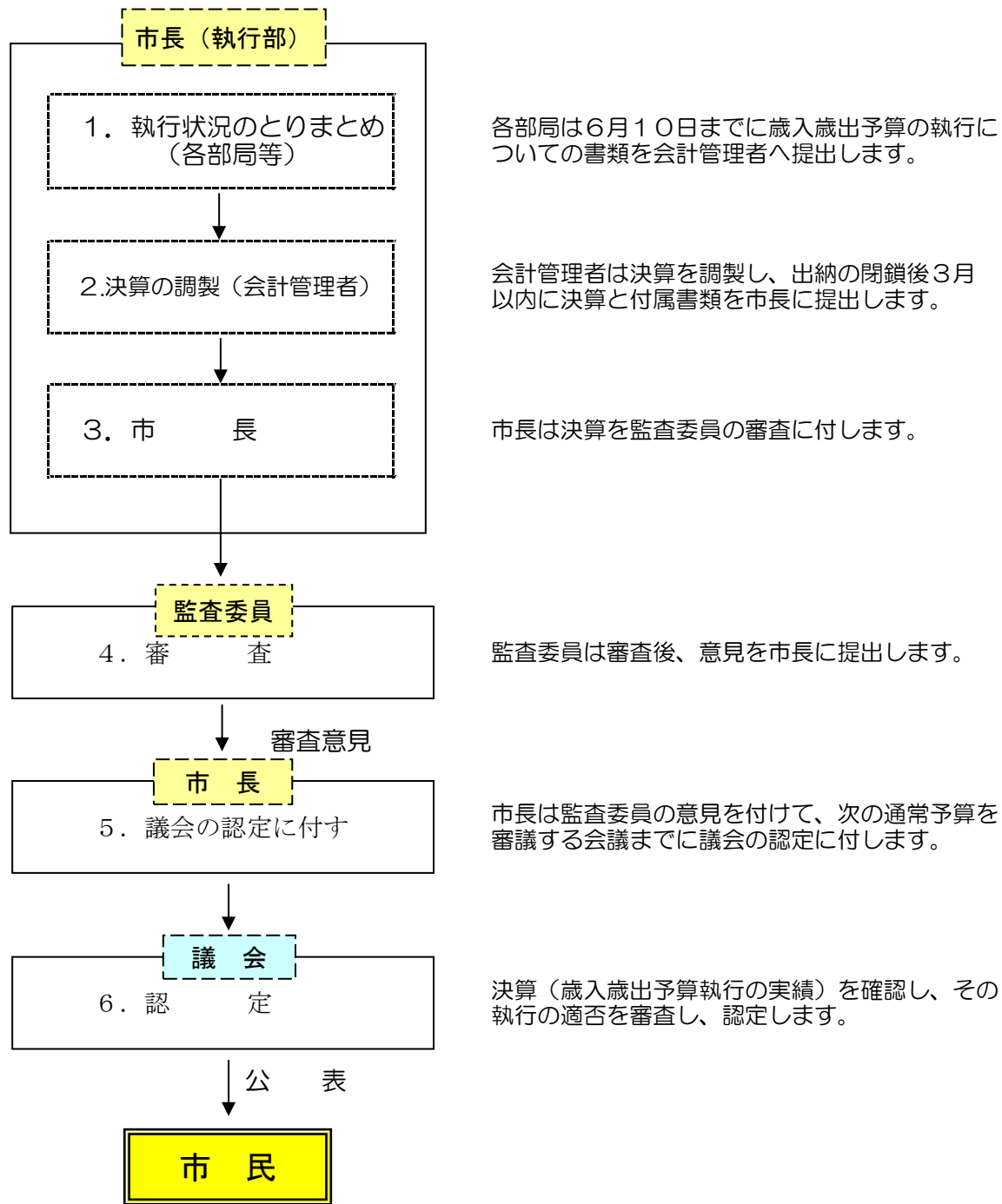
市民一人当たりの歳出予算額

平成28年度当初予算260億3千円を一人当たりの予算額にすると432,361円になります。



< 決 算 >

決算の流れ



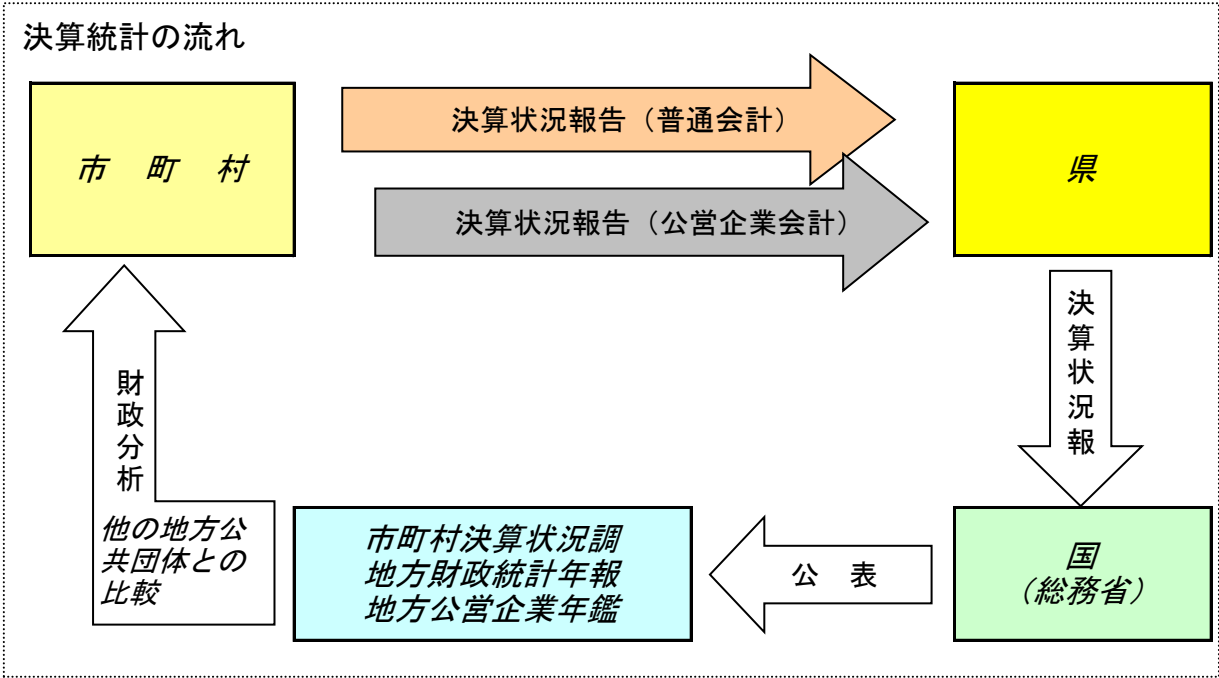
決算額を把握し、財政がどのような状況にあるかを分析し、判断するうえで重要な役割を果たしているのが次に説明する決算統計です。

☆豆知識

決算の確定：予算を執行した市長(執行部)は一会計年度が終了すると執行の実績(決算)をまとめ、議会へ提出します。提出された決算は議会の認定を経て確定します。

決算統計

決算統計(地方財政状況調査)は地方公共団体の決算についての統計です。これは予算の執行を通じて行政目的が効率的に達成されたか否かを検討する基礎となるものです。
この調査は、地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項の規定に基づき、国からの依頼により地方公共団体が作成し報告することになっています。



※通常「決算統計」という場合は『普通会計』の決算統計を指します。

普通会計と公営事業会計

糸満市の決算統計の区分は次のとおりです。

【普通会計に属するもの】

- ①一般会計
- ②人材育成事業特別会計
- ③土地区画整理事業特別会計(うち「保留地処分」に係るものを除く)

【公営事業会計に属するもの】

- ④土地区画整理事業特別会計のうち「保留地処分」に係るもの(宅地造成事業)
 - ⑤糸満ふれあい漁港公園事業特別会計(観光施設事業)
 - ⑥公共下水道事業特別会計
 - ⑦農業集落排水事業特別会計
 - ⑧水道事業会計 -----> 公営企業会計
- 特別会計

【その他の特別会計】

- ⑨国民健康保険事業特別会計
- ⑩介護保険特別会計
- ⑪後期高齢者医療特別会計

※④における「保留地」とは土地区画整理法で土地区画整理事業の施行費用に充てるため、換地(従来あった土地の代替)せずに留めておく一定の土地のことです。

☆公営事業会計

公営事業会計には地方公営企業法適用と非適用があります。

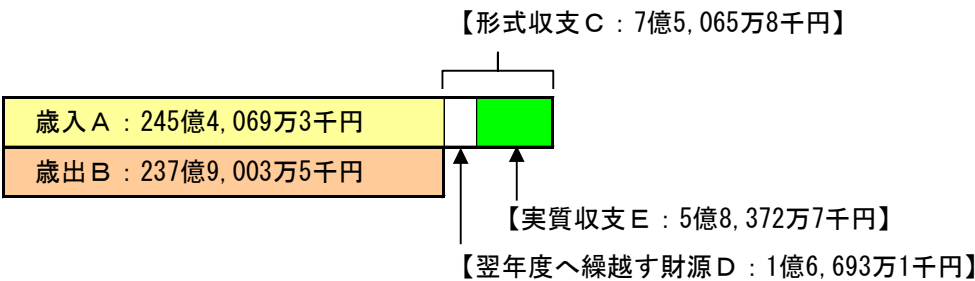
- 1. 法適用：地方公営企業法を適用しているもの・・・【水道事業会計】
- 2. 法非適用：地方財政法第6条に基づき設置している特別会計及び同法施行令第12条で指定された事業・・・【宅地造成事業・観光施設事業・公共下水道事業・農業集落排水事業】

それでは、平成27年度普通会計の決算統計に基づいて糸満市の財政状況を見てみましょう。

<平成27年度決算状況>

決 算 規 模

決算収支の状況			単位：千円	
歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 (A－B) C	翌年度へ繰 越す財源 D	実質収支 (C－D) E
24,540,693	23,790,035	750,658	166,931	583,727

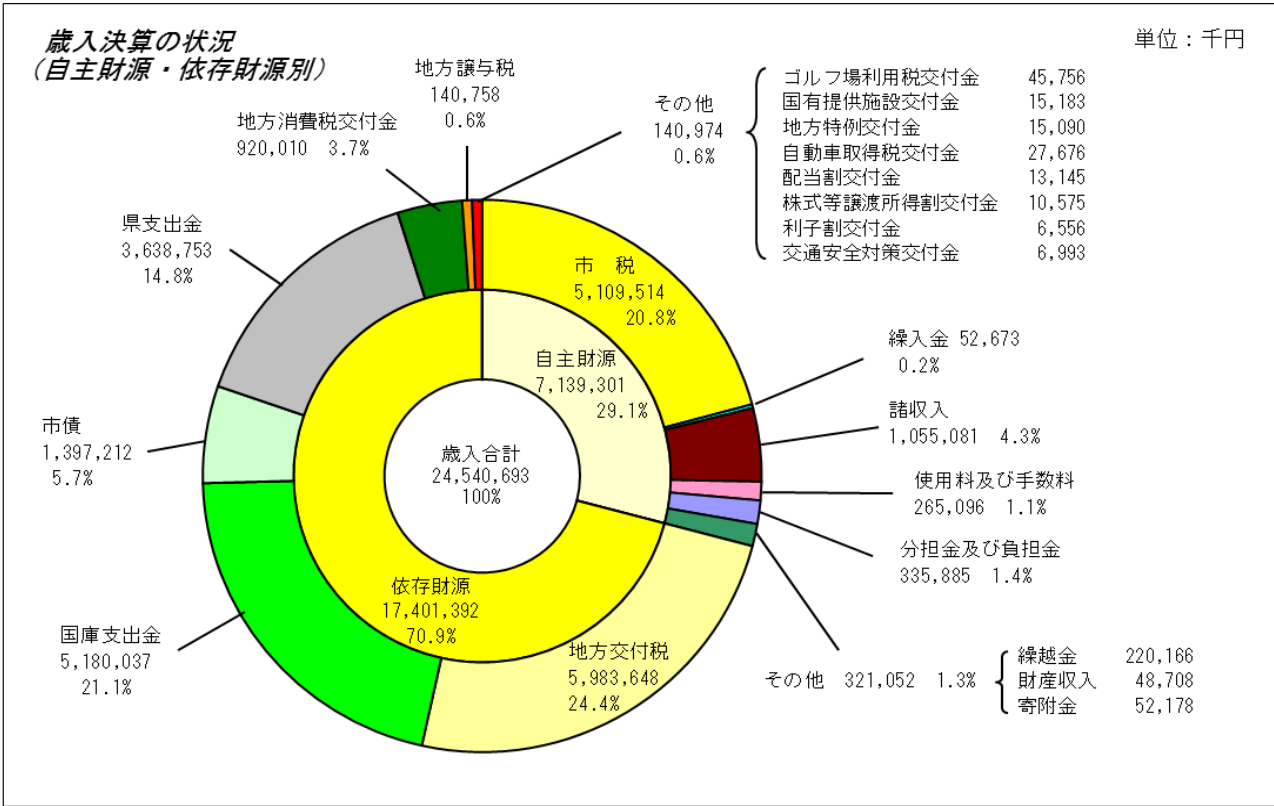


☆豆知識

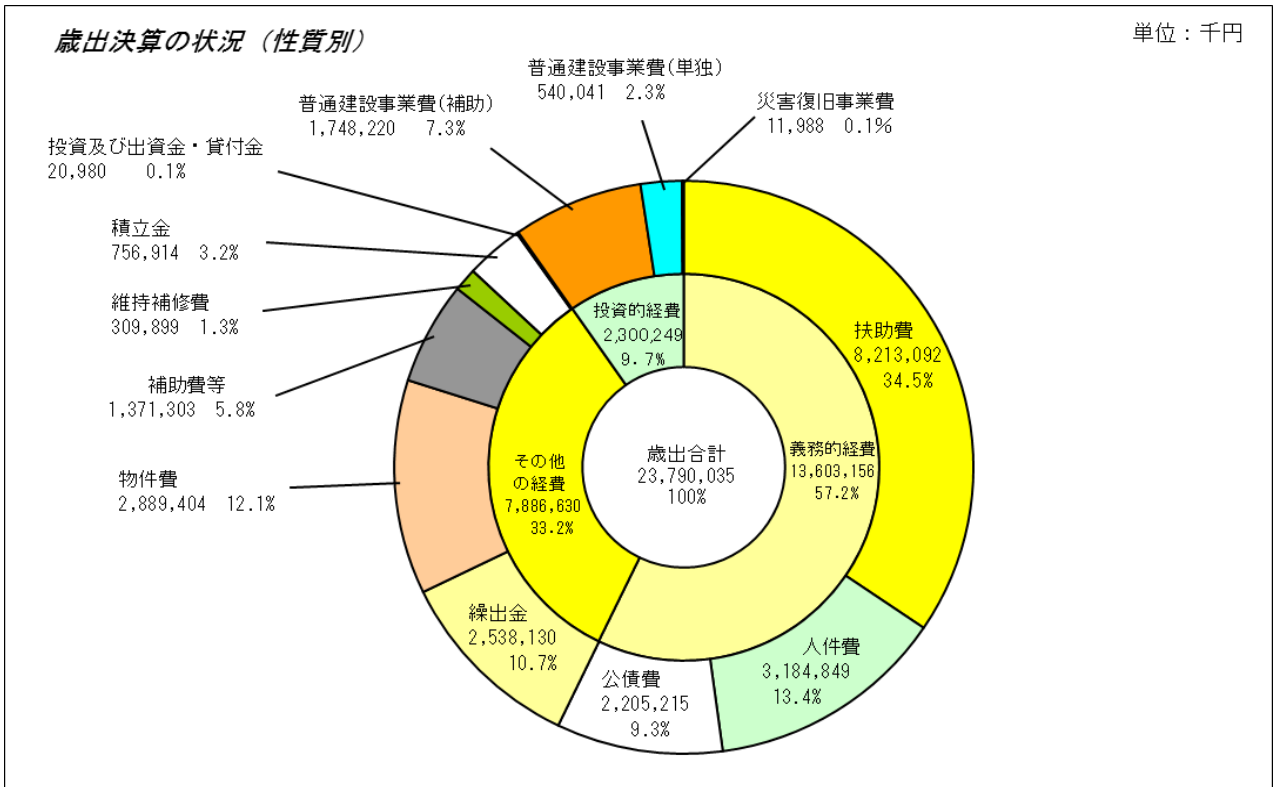
実質収支：形式収支（歳入総額から歳出総額を差し引いたもの）から翌年度へ繰越す財源（諸事情によりやむを得ず翌年度へ繰越す事業に充てるための財源）を差し引いたものです。

実質収支は財政運営の状況を判断する一つの基準です。平成27年度は、5億8,372万7千円の黒字でした。
この黒字分（決算剰余金）は1/2を下らない額を『（基金に）積み立て、又は市債の繰上償還の財源に充当すること』が地方財政法第7条で定められています。
平成27年度の実質収支額のうち3億5,000万円を財政調整基金へ積み立て、残りを平成28年度への繰越金としました。

次に普通会計の歳入・歳出の決算を見てみましょう。



本市の歳入総額に占める自主財源の割合が29.1%、依存財源の割合が70.9%となっており、自主財源の割合は平成26年度の28.6%と比べて0.5ポイント高くなっています。
自由に使える財源(一般財源)は、地方交付税(24.4%)にまだまだ大きく依存しています。



歳出総額に占める義務的経費の割合は57.2%で平成26年度の58.0%と比べて0.8%低くなっているものの、2億1,621万8千円増額となっており、依然として財政の硬直化傾向にあります。

糸満市の家計

糸満市の平成27年度の財政状況を年収360万円の家計に例えてみました。置き換えるには難しい部分がありますので、あくまで参考としてご覧ください。

【平成27年度決算状況】			【家計に例えると】		
歳 入		決算額	収 入	年収	月給
1	自主財源(税収等)	7,086,628	給料等	1,039,574	86,631
2	依存財源(交付税・補助金等)	16,004,180	親からの仕送り	2,347,735	195,645
3	市債	1,397,212	借金	204,964	17,080
4	基金繰入金	52,673	預金の取り崩し	7,727	644
計		24,540,693	計	3,600,000	300,000

歳 出		決算額	出 費	年間	月間
1	人件費	3,184,849	生活費(食費等)	467,202	38,934
2	公債費	2,205,215	ローン返済金	323,494	26,958
3	扶助費	8,213,092	学費・保育料等	1,204,821	100,402
4	物件費	2,889,404	生活費(光熱水費等)	423,861	35,322
5	普通建設事業費	2,300,249	土地の整備・家屋の増築等	337,435	28,120
6	繰出金	2,538,130	子供への仕送り	372,331	31,028
7	維持補修費	309,899	家や庭の修繕費	45,461	3,788
8	その他の支出(投資及び出資金・貸付金・積立金・補助費等)	2,149,197	その他	315,277	26,273
計		23,790,035	計	3,489,882	290,825

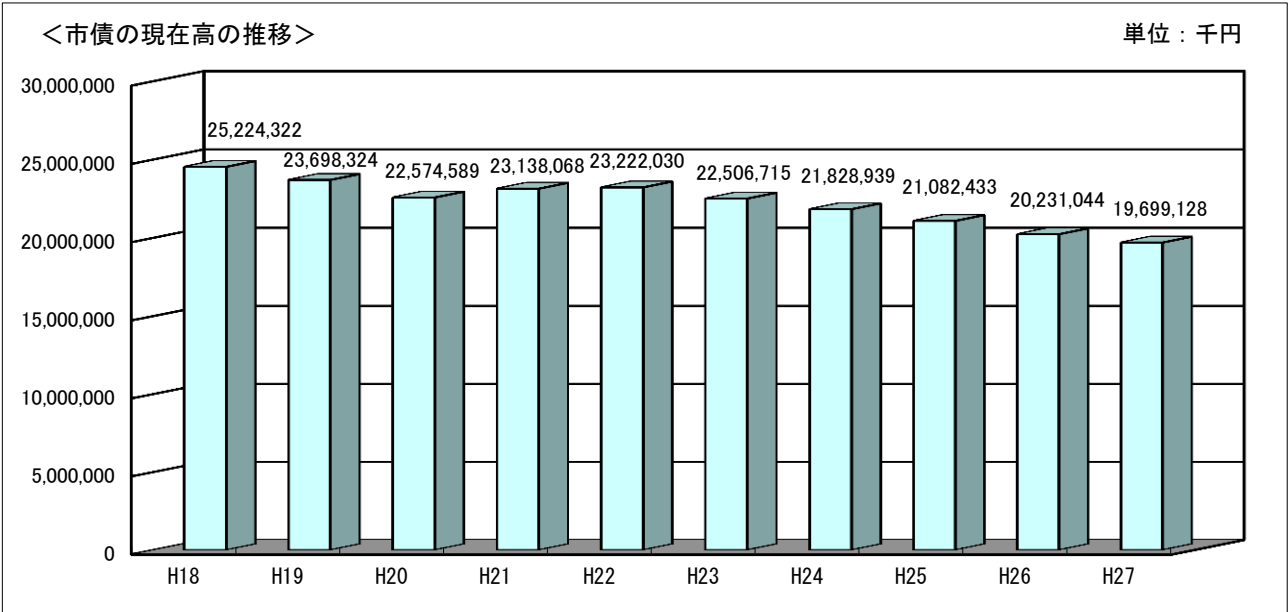
本市の月収は30万円でそのうち給与はわずか約8万6千円しかありません。親からの仕送りが約19万5千円もあり、いかに親頼みの生活かがわかります。それでも毎月の出費額約29万円余りを賄うことができず、毎月約1万7千円の借金をし、約6百円の貯金を取り崩していることになります。

※【収入】欄の1～3についてはP 3・4、4についてはP 14を参照。

【支出】欄についてはP 6を参照。

市 債

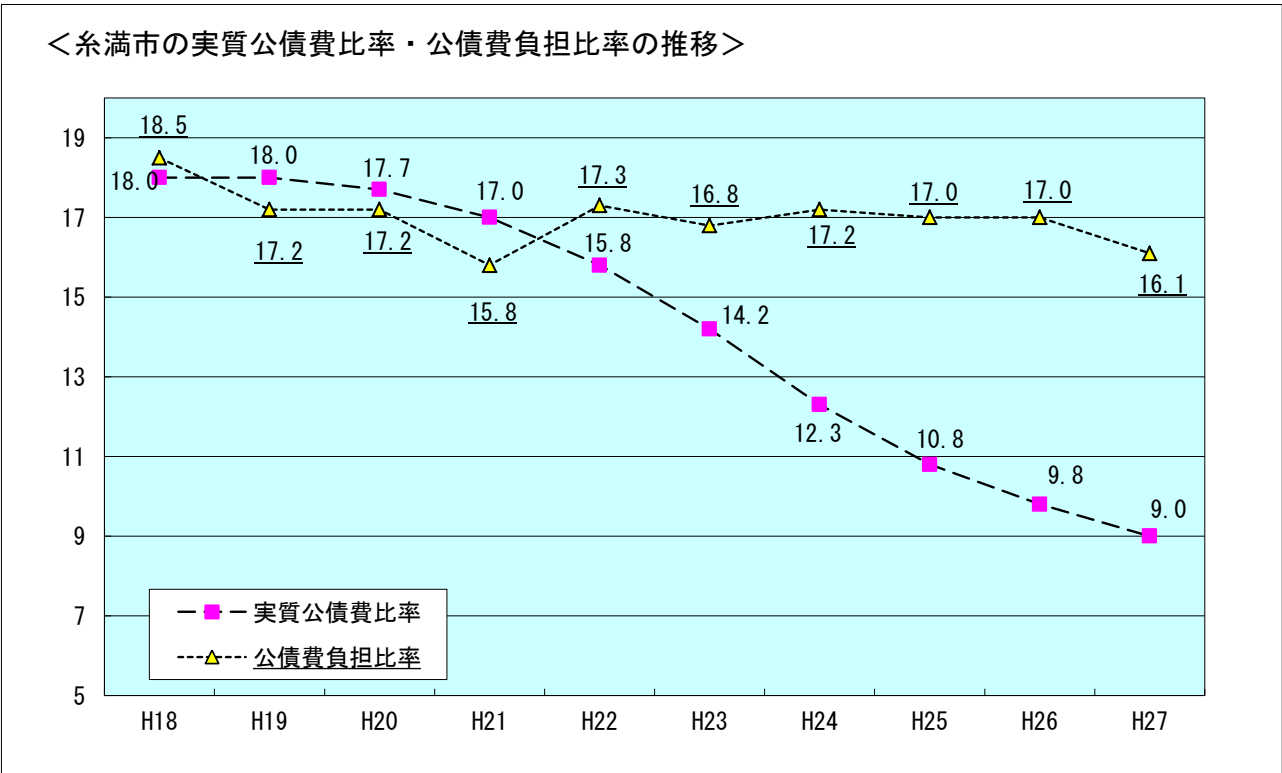
事業を推進するために市債の発行(借金)は必要ですが、その元利償還金(返済金)は、歳出(公債費)においては義務的な経費です。義務的経費が増えると自由に使える財源が減少し、財政運営が硬直化する原因となります。平成27年度末の市債残高は196億9,912万8千円で前年度より5億3,191万6千円減少しています。(借入残高)



実質公債費比率・公債費負担比率

公債費負担比率：歳入における一般財源の総額のうち、公債費に使われた額がどれくらいあるかを表した指標です。この比率が15%を超えたら警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。

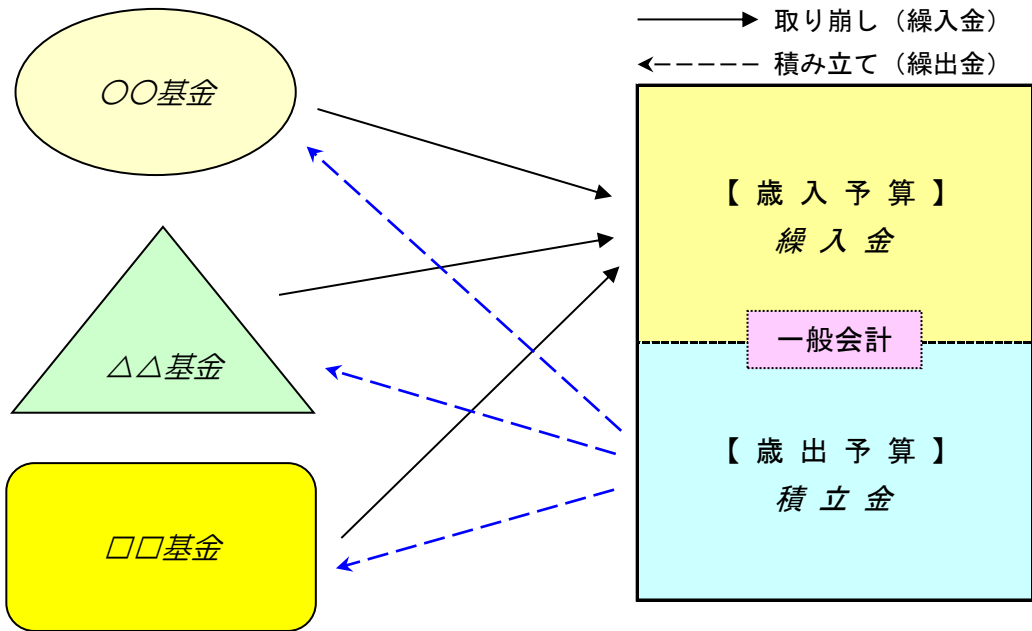
実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金の返済額（公営事業会計や一部事務組合等含む。）が標準財政規模に占める割合を示しており、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標です。



公債費負担比率は平成18年度から平成21年度まで年々減少し、平成22年度に17.3%と急激に増加していますが、これは基金からの繰入金（一般財源分）が平成22年度から大幅に減少したためです。

基金の状況

基金は法令等に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。
本市には14の積立基金と2の定額運用基金があります。ここでは積立基金の状況を見てみましょう。



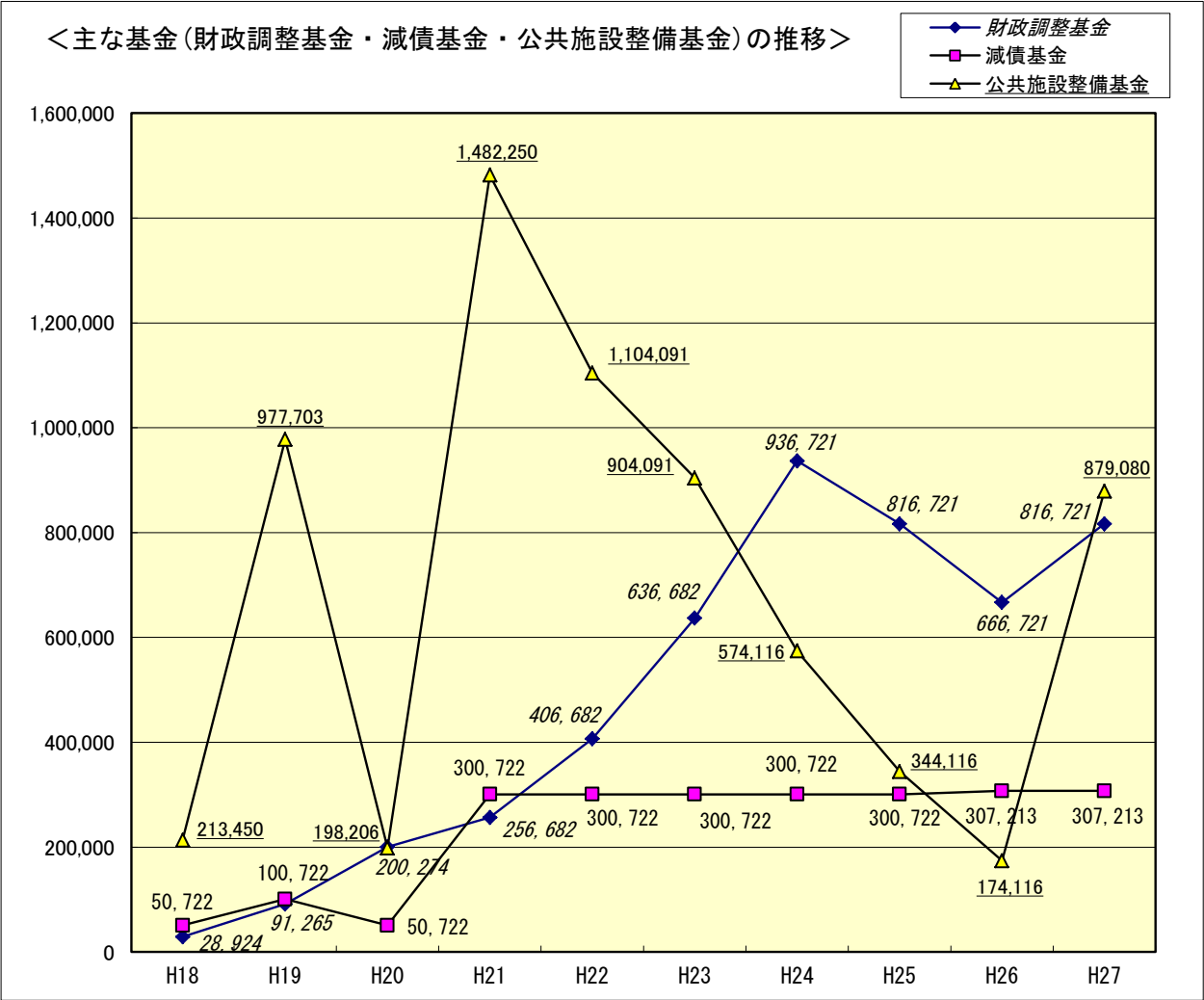
基金の一部を取り崩して一般会計の財源に使用する場合は、歳入予算の「繰入金」に計上します。逆に基金へ積み立てる場合は、歳出予算の「積立金」に計上します。

<積立基金の種類と現在高>

単位：千円

基金名	平成28年5月末現在	目的
財政調整基金	816,721	財政運営が厳しい時期に取り崩して使用します。
減債基金	307,213	市の借金返済(公債費)の財源として使用します。
公共施設整備基金	879,080	公共施設を整備するための財源として使用します。
福祉振興基金	107,470	果実運用(積み立てた基金の利息等)で福祉振興のための事業を行うための財源として使用します。
人材育成基金	358,818	本市の人材育成事業を行うための財源として使用します。
その他の基金	368,307	事業の目的により9の基金があります。
合計	2,837,609	

平成27年5月末の現在高合計は、19億2,977万3千円で平成28年5月末現在高合計は28億3,760万9千円となっており、差額9億783万6千円増額していますが、これは基金（貯金）への積立を行ったためです。



※平成21年度に公共施設整備基金が大きく増加した主な要因は、糸満市土地開発公社からの寄附金を積み立てたことによるものです。

糸満市の基金の種類

積立基金	定額運用基金
1 財政調整基金	1 土地開発基金
2 減債基金	2 緊急援護貸付資金基金
3 公共施設整備基金	
4 福祉振興基金	
5 人材育成基金	
6 清掃施設等建設基金	
7 岩崎奨学資金基金	
8 高倉人材育成基金	
9 琉球銀行人材育成基金	
10 大城長成人材育成基金	
11 ふるさと農村活性化基金	
12 市民会館建設基金	
13 職員退職手当特別負担金引当基金	
14 ふるさと応援基金	

經常収支比率

経常収支比率とは「歳入のうち経常的な一般財源が、歳出の経常的経費の一般財源にどれだけ使われているか」の割合であり、財政構造の弾力性を表しているため財政を分析するうえで重要な指数です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{一般財源で賄われる経常経費}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100$$

経常的経費：毎年度決まって支出するお金（人件費、借金返済等）のことで、経常的に収入のある財源で賄われることが必要です。

経常一般財源：使途が特定されずに毎年度決まって収入のあるお金（市税、地方税等）のことです。歳入総額に占める割合が大きいほど収入の安定性と財政運営の自主性が確保されると言えます。

※経常収支比率は都市で概ね75%程度が標準とされています。

図で見てみましょう。この図では経常収支比率が100%以下の場合を表しています。

	← 経常的な収入 →			← 臨時的な収入 →		
歳 入	一般財源 A 普通交付税 市 税 地方譲与税 その他		特定財源 国・県支出金 分担金・負担金 使 用 料 そ の 他	一般財源 使 用 料 繰 入 金 諸 収 入 そ の 他		特定財源 国・県支出金 財産収入 市 債 その他
	← 経常的な経費 →		← 臨時的な経費 →			
	一般財源で賄われるべき経費 B 人 件 費 扶 助 費 公 債 費 そ の 他		歳入 A - 歳出 B = C	一般財源で賄われる経費 人 件 費 繰 出 金 そ の 他		特定財源で賄われる経費 積 立 金 貸 付 金 そ の 他

C：使途が特定されず、しかも毎年度経常的に収入のある財源です。この部分が大きいほど臨時的な財政需要に対処する余裕があるため、財政構造に弾力性があるといえます。

平成27年度の経常収支比率はどうなっているのでしょうか。

単位：千円

	経常的な収入		臨時的な収入	
歳入	一般財源 A 11,777,808	特定財源 6,652,641	一般財源 1,829,311	特定財源 4,280,933
	【総額 24,540,693】			

	経常的経費		臨時的経費	
歳出	一般財源で賄われるべき経費 B 11,251,322	特定財源で賄われるべき経費 6,766,629	一般財源で賄われるべき経費 1,605,139	特定財源で賄われるべき経費 4,166,945
	【総額 23,790,035】			

経常収支比率： $B \div A = 90.0\%$
 (※経常一般財源等に臨時財政対策債を加算)

平成27年度の経常収支比率は90.0%で、平成26年度の93.6%より3.6ポイント減となりました。主な理由としては、『経常的経費 「一般財源で賄われるべき経費 B」において人件費が2億1,771万2千円減で3.2ポイントの減、公債費が7,453万円8千円減で1.7ポイント減となったものの、扶助費が3億4,422万8千円増で1.8ポイント増となっており、人件費や公債費などの減額を超える扶助費の増額となったため、財政状況は引き続き硬直化の傾向にあります。そのため、緊急時の支出に対応する必要な財源（財政調整基金等）が不足する状況も予測されるため、今後も収入の確保及び支出の抑制を行う必要があります。

＜経常収支比率の推移＞

